

# 山梨県公報

第二千三百三十八号

平成二十五年

七月十八日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除	四八九
保安林の指定施設要件の変更予定(三件)	四八九
青年農業者等育成センターの名称等の変更	四九〇
道路の区域変更	四九〇
道路の供用開始	四九一
建築基準法に基づく道路位置指定	四九一
落札者の決定について(二件)	四九二
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)	四九二
山梨県市町村職員共済組合の決算の公表	四九二
指定障害福祉サービス事業者の指定	四九四
指定障害児通所支援事業者の指定	四九五
平成二十五年製菓衛生師試験の実施	四九五
一般競争入札について	四九六
土地改良区役員の退任及び就任(二件)	四九七
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)	五〇〇

## 告示

### 山梨県告示第二三三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横内正明

一 解除に係る保安林の所在場所

南アルプス市芦安芦倉字野呂川入西方一六八四・字野呂川入一六八五(以上二筆に

ついで次の図に示す部分に限る。  
 二 保安林として指定された目的  
 公衆の保健  
 三 解除の理由  
 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横内正明

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第二四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横内正明

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

富士吉田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富士吉田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百四十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富士吉田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富士吉田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山梨県告示第二百四十三号**

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法平成七年法律第二号（第五条第三項の規定により、財団法人山梨県農業振興公社から名称等の変更の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	財団法人山梨県農業振興公社	公益財団法人山梨県農業振興公社	平成二十五年七月一日
住所	甲府市飯田三丁目二番四十四号	甲府市宝一丁目二番二十号	平成二十一年四月一日
事務所の所在地	甲府市飯田三丁目二番四十四号	甲府市宝一丁目二番二十号	平成二十一年四月一日

**山梨県告示第二百四十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年八月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路線名 四日市場上野原線  
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
都留市井倉字沢戸八五七番の四地先から 都留市与縄字日影二二四五番の二地先まで	八・五 一一・五	六・二 一一・五		二〇九・四
				二〇九・四

山梨県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年八月八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	古閑割子線	南巨摩郡身延町芝草字中畑四三番の三地先から 南巨摩郡身延町芝草字築敷七四番の一地先まで	四二・一	平成二十五年七月十八日

山梨県告示第二百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定の年月日

山梨県公報 第二千三百三十八号 平成二十五年七月十八日

平成二十五年七月十八日

- 二 指定道路の位置  
笛吹市石和町今井字参宮地二十四番四
- 三 指定道路の幅員  
五・〇メートル
- 四 指定道路の延長  
七十四・四二メートル

公 告

● 落札者の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量  
グループウェアシステム機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県企画県民情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成二十五年六月二十一日
- 四 落札者の氏名及び住所  
日本システムウェア株式会社 東京都渋谷区桜丘町三一 一一
- 五 落札金額  
二億五千九十三万四千六百七十円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日  
平成二十五年五月二日

● 落札者の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る役務の名称及び数量  
積算システム等用のサーバ機器等の借入 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県県土整備部技術管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日  
平成二十五年六月十九日

四 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額  
三千三百三十万八千百円

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成二十五年五月九日

平成二十五年五月九日

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年七月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人日本国際ふれあい協会

2 代表者の氏名 山下 茂

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千七百十三番地の三十九

4 定款に記載された目的  
この法人は、日本・外国の人々に対して、観光、経済、教育、環境保全、芸術、

文化、スポーツ等の各分野においての交流活性化を推進する事業を行い、民間レベルにおけるお互いの見識を高めることによる相互理解を通じて、国際親善の進展および友好関係の発展に寄与することを目的とする。  
三 縦覧期間 平成二十五年七月九日から同年九月八日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十五年七月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人住環境の騒音・振動・低周波音を考える会

2 代表者の氏名 瀬林 傳

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市塩部一丁目九番三号

4 定款に記載された目的  
この法人は、住環境における騒音・振動・低周波音の被害者に対して、その被害の防止及び問題の解決に関する事業等を行い、快適で良好な住環境の実現に寄与することを目的とする。  
三 縦覧期間 平成二十五年七月九日から同年九月八日まで

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。  
平成二十五年七月十八日

山梨県市町村職員共済組合の平成二十四年度の決算を次のとおり公表する。  
平成二十五年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明  
山梨県市町村職員共済組合  
理事長 宮 島 雅 展

## 山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年7月4日  
山梨県市町村職員共済組合  
理事長 宮島雅展

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
負担金	2,983,205	9,405,936		106,109	114,980				
介護分	222,576								
掛金	3,027,792	4,987,069			111,811				
介護分	229,736								
施設収入・商品売上						299,458			
利息及び配当金	462		187,828	239	311	3,379	391,120	4	1
介護利息	4								
その他収入	325,805			45,023	42,196	184	5,774	215,910	473
他経理から繰入金				19,596					
前年度繰越支払準備金	482,200								
計	7,271,780	14,393,005	187,828	170,967	269,298	303,021	396,894	215,914	474
給付金	2,984,655								
役職員給与				75,511	25,550	3,337	26,072	3,686	
旅費・事務費				6,581	3,006	948	1,216	879	
商品仕入						5,902			
飲食材料費						55,541			
委託費				1,686	1,869	109,086	40	40	
支払利息			187,828				342,846		473
連合会払込金	81,806								
連合会拠出金	256,045								
老人保健拠出金	41								
退職者給付拠出金	272,147								
前期高齢者納付金	1,446,710								
後期高齢者支援金	1,068,804								
病床転換支援金									
介護納付金	450,164								
他経理へ繰入金	19,596								
その他支出	4,763	14,393,005		71,213	238,952	152,215	7,563	205,474	1
次年度繰越支払準備金	456,751								
計	7,041,482	14,393,005	187,828	154,991	269,377	327,029	377,737	210,079	474
差引当期利益金			0	15,976	△79	△24,008	19,157	5,835	0
差引当期短期利益金	228,566								
差引当期介護利益金	1,732								
年度末支払準備金	456,751								

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
流動資産	1,558,948	1,549	149,073	209,176	368,003	708,812	2,723,864	95,958	1
固定資産			7,487,070	1,972	33	1,425,821	26,125,779	7,578,693	29,024
資産合計	1,558,948	1,549	7,636,143	211,148	368,036	2,134,633	28,849,643	7,674,651	29,025
流動負債	326,392	1,549		789	113,455	31,496	26,994,131	198	
固定負債	456,751		7,636,143	58,241	30,109		36,899	7,563,175	29,024
負債合計	783,143	1,549	7,636,143	59,030	143,564	31,496	27,031,030	7,563,373	29,024
資本剰余金						1,380,458			
利益剰余金	775,805			152,118	224,472	722,679	1,818,613	111,278	1
欠損金									
資本合計	775,805	0	0	152,118	224,472	2,103,137	1,818,613	111,278	1
負債・資本合計	1,558,948	1,549	7,636,143	211,148	368,036	2,134,633	28,849,643	7,674,651	29,025

● 指定障害福祉サービス事業者の指定  
 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）第一条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。  
 平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横内 正明

株式会社ニチイ学館	ニチイケアセン ター甲府南	甲府市増坪町二百六十六番地十一	同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセン ター甲府西	甲府市下飯田二丁目四番三十号	同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセン ター甲斐	甲斐市篠原千六百五十九番地	同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）
有限会社とまり樹	とまり樹	富士吉田市上暮地一丁目十八番二十四号	同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）
社会福祉法人甲州市社会福祉協議会	甲州市社会福祉協議会訪問介護事業所	甲州市勝沼町休息千八百六十七番地二	同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセン ター富士吉田	富士吉田市上吉田三枚島六千五百三十七番地	同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）

医療法人銀門会	甲州訪問介護ステーション	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	居宅介護	身体障害者知的障害者障害児 精神障害者
株式会社ZIRITS	ジリツアカデミー	甲府市宮前町九十四番地一	自立訓練（生活訓練）	知的障害者精神障害者
特定非営利活動法人あさひ	あさひテレサホーム	北杜市高根町村山北割八十六番地六	共同生活介護	知的障害者
株式会社アイザック	あかね雲ソーシャルカインドネス	富士吉田市上吉田二千四百五十二番地二	生活介護	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であって十八歳以上であるもの
株式会社やさしい手甲府	やさしい手甲府甲府南事業所	甲府市上今井町七百六十番地NKKビル二階	居宅介護	身体障害者知的障害者障害児 精神障害者
			重度訪問介護	身体障害者障害児
			同行援護	身体障害者（視覚障害者に限る。）

株式会社キヤリアトラス	SAKURASHI 梨センター	甲府市徳行二丁目五番十三号	就労移行支援	身体障害者（内部障害のある者に限る。） 知的障害者 精神障害者
社会福祉法人山の都福祉会	スカイコート勝沼	甲州市勝沼町山千四百五番地一	就労継続支援B型	身体障害者 知的障害者 精神障害者
株式会社アスマ介護サービス	アスマ介護サービス 国母	甲府市国母八丁目五番十一号宿沢ビル百二号室	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 身体障害者
社会福祉法人新友会	ステップあい	南アルプス市落合百番地一	就労継続支援B型	知的障害者 精神障害者

● 指定障害児通所支援事業者の指定

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定に基づき、次の者を指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横内 正明

名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
一般社団法人なないろそらの家	なないろそらの家	中巨摩郡昭和町西条新田四百三十三番地十	児童発達支援	障害児（重症心身障害児を除く。）
社会福祉法人和音の郷	どれみ	甲府市川田町九百三十三番地三十五	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）

除く。）

● 平成二十五年製菓衛生師試験の実施  
製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号）第四条第一項の規定により、平成二十五年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十五年七月十八日

一 試験日時  
平成二十五年十一月二十七日（水）午前九時三十分から正午まで  
山梨県知事 横内 正明

二 試験場所  
甲府市朝気二丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の提出方法

住所地を所管する保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県保健福祉部衛生薬務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間

平成二十五年十月七日（月）から同月十一日（金）までの毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

七 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類

4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートル、横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載した一枚）一枚

5 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料

九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を張り付け、消印はしないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

九 合格者の発表

平成二十五年十二月十三日（金）午前十時に県庁東側及び県内各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに県ホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健福祉事務所（保健所）又は山梨県保健福祉部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四八九）に問い合わせること。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

2 農業農村整備事業標準積算システム「サーバ」機器等 一式  
借入物品等の仕様等

3 入札説明書で定める内容等であること。

4 借入期間

平成二十六年三月一日から平成三十一年二月二十八日まで

5 納入場所

6 知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員であるものでないこと。

4 この公告の日から開札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号  
山梨県農政部耕地課 技術管理担当  
電話〇五五 二二三 一六二七

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十五年七月二十五日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

3 入札参加資格申請書の提出方法

平成二十五年七月十九日（金）から平成二十五年八月八日（木）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所

に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十五年八月二十九日(木)午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県民会館七階七〇二室

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十五年八月二十八日(水)午後四時までに、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部耕地課技術管理担当までに必着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十二条の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第

九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and amount of services required:

Server apparatus for integrated system a complete set

2 Date and time for tender:

2:00PM August 29, 2013

3 Department in charge:

Technology Management Section, Agricultural Land Improvement Division, Agriculture

Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-

8501 Japan

TEL 055-223-1627

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三ツ沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十五年七月十八日

一 退任

山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	横森 喜鴻	三 三ツ沢市穂坂町三ツ沢二二一九	平成二十五年三月三十一日
同	平賀 光長	同 三ツ沢二六九一	同
同	横森 光里	同 三ツ沢二五九六	同
同	佐藤 政一	同 三ツ沢一九九三	同





同 神谷 昇次 同 中田町中條四七三七 同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十五年七月十八日 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年六月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社サン企画
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行三丁目十五番一号
  - 3 代表者の氏名 福田幸生
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第六七八四号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年五月二十九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十五年七月十八日 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年六月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 東部防災建設株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 山梨市東八百四十六番地
  - 3 代表者の氏名 五味巧
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二五）第二六六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年五月二十九日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十五年七月十八日 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年六月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社MKC
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原千百七番地
  - 3 代表者の氏名 飯久保百合子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第二四四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年六月五日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十五年七月十八日 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年六月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社インテリア・プランナー
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市湯村二丁目四番六号
  - 3 代表者の氏名 山口誠一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第七五九一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年六月五日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年六月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社上野建工
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町大野寺七百九十番地三
  - 3 代表者の氏名 上野真
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二四）第八五一四号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年六月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年七月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年六月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 山梨バナソニックシステム株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条二千三百三十一番地
  - 3 代表者の氏名 渡邊良樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第一六四九号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年六月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番